

# 【広島県社会福祉協議会局内マニュアル（ステージ別各班の動き）】

ステージ 班	【災害発生時】	【緊急支援期】 (発災から72時間以内)
運営班	<p><b>職員の行動基準</b> (①及び②は、自宅や職場、出張先等が被災地域の場合)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 自分自身、家族、近隣住民などの安全を最優先に行動する。</li> <li>② 自分自身や周囲の安全確保を行った後、初期消火や出火防止、倒壊家屋等からの人命の救出活動など、二次災害の防止に努める。</li> <li>③ テレビ、ラジオ等の速報に注意し、正確な災害情報の把握に努める。</li> </ol> <p><b>安否確認</b> (職員の自宅や職場、出張先等が被災地域の場合)</p> <p>&lt;勤務時間中&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 各課長は所属職員（出張、休暇中の職員を含む）の安否確認を行い、総務部長（不在の場合は総務企画課長）に報告する。</li> <li>② 総務部長（不在の場合は総務企画課長）は、同時に各部長の安否確認を行い、事務局長に併せて報告する。</li> </ol> <p>&lt;休日・夜間、勤務を要しない日等勤務時間外&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 各課長は緊急連絡網で所属職員の安否確認を行い、総務部長（連絡が取れない場合は総務企画課長）に報告する。</li> <li>② 総務部長（不在の場合は総務企画課長）は、同時に各部長の安否確認を行い、事務局長に併せて報告する。</li> </ol> <p><b>職員の対応</b> 参集基準に定められている職員は、動きやすい服装で細心の注意を払って速やかに参集する。 参集した職員は、災害時組織態勢に基づき、緊急支援期対応の準備に取りかかる。 なお、家族や地域での救援活動が優先される場合や、被災状況により参集が不可能な場合は、総務企画課に連絡する。</p>	<p><b>県サポートセンター設置の検討</b></p> <p>&lt;関係機関等からの情報の集約&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 行政機関、福祉施設、市町社協、先発隊等から収集した情報を集約する。</li> <li>② 事実を知るための情報、県サポートセンター（事務局職員）が動く判断をするための情報を整理する。</li> <li>③ 外部に出す情報、内部で共有する情報に分ける。</li> <li>④ 収集した情報を記録し、統計資料を作成する。</li> </ol> <p>&lt;支援態勢の決定&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事務局長の指示により、緊急連絡会議（事務局長、総務部長、福祉部長、総務企画課長、地域福祉課長）を開催する。</li> <li>② レベル0～3の職員参集基準及び緊急支援期の確認事項により「県サポートセンター」設置の可否について検討し、決定する。</li> <li>③ 県サポートセンターの設置について、県社協ホームページへの掲載、報道機関への記者発表等により広報する。</li> </ol> <p>&lt;県サポートセンターを設置しない場合&gt; 災害に伴う県社協の業務については、総務企画課及び地域福祉課（職員参集基準レベル0）の通常業務の範囲で対応する。</p>
現地支援班	<p><b>市町社協からの情報収集</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被災地の市町社協に「現地支援班」から先発隊を派遣する。</li> <li>② 被災した市町の被災状況、被災した市町社協の建物・職員等の被災情報を収集する。</li> <li>③ 被災地の市町社協が提供する福祉（介護）サービス利用者の安否確認情報を収集する。</li> <li>④ 必要に応じて、各市町の自治会組織、ボランティア関係団体等と連携し、被災情報を収集する。</li> <li>⑤ 要援護者リストによる生活ニーズ等の情報収集を行う。</li> </ol> <p><b>先発隊の派遣</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事務局長は、被災状況の詳細を把握するための、先発隊の派遣対応（出張）を指示する。</li> <li>② 先発隊は原則、2人1組とし、公用車で日帰りとする。</li> <li>③ 運転免許証の所持、体力、地域（出身地等）を考慮し、先発隊の職員を決める。</li> </ol>	<p><b>市町社協からの情報収集</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 被災地の市町社協に「現地支援班」から先発隊を派遣する。</li> <li>② 被災した市町の被災状況、被災した市町社協の建物・職員等の被災情報を収集する。</li> <li>③ 被災地の市町社協が提供する福祉（介護）サービス利用者の安否確認情報を収集する。</li> <li>④ 必要に応じて、各市町の自治会組織、ボランティア関係団体等と連携し、被災情報を収集する。</li> <li>⑤ 要援護者リストによる生活ニーズ等の情報収集を行う。</li> </ol> <p><b>先発隊の派遣</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事務局長は、被災状況の詳細を把握するための、先発隊の派遣対応（出張）を指示する。</li> <li>② 先発隊は原則、2人1組とし、公用車で日帰りとする。</li> <li>③ 運転免許証の所持、体力、地域（出身地等）を考慮し、先発隊の職員を決める。</li> </ol>

<p style="text-align: center;"><b>【市町災害ボランティアセンター運営期】</b> (センター起ちあげ～運営)</p>	<p style="text-align: center;"><b>【生活復興期】</b> (センター閉鎖～復興へ)</p>
<p><b>県サポートセンターの運営</b></p> <p>&lt;運営に関すること&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 広島県、市町行政、市町社協（市町災害ボランティアセンター）、全社協、中国ブロック県社協（他都道府県社協）、県内外の関係機関・団体（県ボラネット）等との連絡調整をする。</li> <li>② 各班との総合的な連絡調整をする。</li> <li>③ 運営スタッフ（先発隊、後発隊等）のローテーションを管理する。</li> <li>④ 打ち合わせ、ミーティングの進行、記録をする。</li> <li>⑤ 必要に応じて県サポートセンター現地センターを起ちあげ、運営する。</li> <li>⑥ 県ボラネット事務局を発動させ運営する。</li> </ol> <p>&lt;情報発信に関すること&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 報道機関への対応をする。（記者会見の実施等）</li> <li>② 現地支援班、被災地の市町社協からの報告に基づき、被災状況をとりまとめ、ホームページへの掲載、メーリングリストによるボランティア募集等の情報を発信する。</li> <li>③ 発信する内容は、ボランティア・ボランティア活動用資機材募集、ボランティアの活動状況（内容、統計など）、協力企業・団体等の情報とする。</li> <li>④ 苦情、問い合わせへの対応をする。</li> </ol> <p>&lt;金銭に関すること&gt;</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 予算の管理をする。</li> <li>② 義援金、寄付金などの対応をする。</li> <li>③ ボランティア活動資金等（共募災害支援制度）の申請をする。</li> <li>④ 小口現金の準備をする。</li> </ol>	<p><b>県サポートセンター閉鎖の決定</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 運営班において、必要な情報を各班から集約する。</li> <li>② 「県サポートセンター」閉鎖について検討し、閉鎖時期を決定する。</li> <li>③ 広報により閉鎖を周知する。（1週間前には閉鎖の時期を周知）</li> <li>④ 反省会の実施やお礼状を送付する。</li> <li>⑤ 会計報告、活動報告書を作成する。</li> </ol>
<p><b>被災地の市町社協への現地業務支援職員の派遣</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 事務局長は、被災地の市町社協の求めに応じ（または災害の規模や被災状況等により、事務局長の指示で）県サポートセンターから現地業務支援職員を派遣（出張）し、市町社協の緊急対応業務や通常業務を支援する。 例）被災地から被災地生活支援のための生活福祉資金の貸付業務や相談業務への支援ニーズへの対応</li> <li>② 県サポートセンターからの職員派遣人数は、複数の派遣を基本とし、公用車（または公共交通機関）での通いで、1組1週間以内を目安とする。 継続的な支援が必要な場合は、職員間の引き継ぎを含め計画的にローテーションを組みながら、派遣する。</li> <li>③ 現地業務支援職員は、現地での業務支援の状況を県サポートセンターに定時（12時、17時）に報告をする。</li> </ol> <p><b>要援護者、避難所（福祉避難所）への対応</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>① 現地支援班（先発隊、後発隊含む）は、市町社協、市町民児協、市町老連、当事者団体等における「要援護者リスト」をベースにしつつ、災害時には相互に共有して、すみやかな安否確認の支援とともに、被災者の生活サポート（関係情報やサービスの提供）の支援を行う。</li> <li>② 市町行政が運営する避難所（福祉避難所）の被災者の生活ニーズに応じて、被災地外からのボランティアや介護専門職等の活動調整の協力をを行う。</li> </ol>	<p><b>被災者の生活ニーズの引き継ぎ</b></p> <p>残ったニーズを被災地の市町社協の通常業務に引き継ぎ対応できるニーズと対応できないニーズに仕分け、後者のニーズは関係機関等につなぐ。</p>

ステージ 班	【災害発生時】	【緊急支援期】 (発災から72時間以内)
情報収集班	前頁を参照	<p><b>行政関係（国〔消防庁など〕、広島県〔災害対策本部など〕）からの情報収集</b></p> <p>① 行政の発表（公報：国（消防庁）、広島県等）により、死傷者、行方不明者等の状況、交通、水、ガス、電気等のライフラインの被災情報を収集する。</p> <p>② 福祉施設の被災情報（主に建物の被災情報）を収集する。</p> <p>③ 必要に応じ、広島県（災害対策本部、関係課）に出向き、メール（モバイルPC、携帯電話）、FAX等を活用し、入手した情報をリアルタイムに県社協（県ボランティアセンター）へ送る。</p> <p><b>福祉施設（種別団体〔経営協、老施連など〕）からの情報収集</b></p> <p>福祉施設の被災状況（建物、利用者の状況等）を各種別団体から、被災状況確認票により、被災情報を収集する。</p>
調整班		
個別支援班		<p><b>県社協事業利用者の安否確認、生活支援</b> (但し、レベル1・2の場合は担当課の対応)</p> <p>① 聴覚障害者センターの担当職員は、手話通訳技能を持っている人と連携し、聴覚障害者の安否確認とともに、必要な生活支援を行う。</p> <p>② 中国帰国者支援・交流センターの担当職員は、日中友好協会、自立支援通訳・自立支援指導員等と連携し、中国帰国者やその家族の安否確認とともに、必要な生活支援を行う。</p>

<p style="text-align: center;"><b>【市町災害ボランティアセンター運営期】</b> (センター立ちあげ～運営)</p>	<p style="text-align: center;"><b>【生活復興期】</b> (センター閉鎖～復興へ)</p>
<p><b>各関係機関からの情報収集, 整理</b></p> <p>① 行政関係 (国 [消防庁など], 広島県 [災害対策本部など]) からの情報を収集する。</p> <p>② 福祉施設 (種別協 [経営協, 老施連など]) からの情報を収集する。</p> <p>③ 先発隊 (現地支援班) からの被災した市町の情報を収集する。</p> <p>④ 市町社協 (市町災害ボランティアセンター) から被災状況, ボランティア活動ニーズ, 活動物資ニーズ (ヒト, 資機材, 資金) 等の情報を収集する。</p> <p>⑤ 収集した情報の取りまとめ, 整理をする。</p>	
<p><b>ヒト, モノ, カネの調達, 調整</b></p> <p>① 県ボラネットの構成団体と連絡を密にし, 被災地の状況に応じて, 資源 (ヒト, モノ, カネ等) 調達のために協力を要請する。</p> <p>② 災害の規模・被災状況等から, 近隣社協をはじめ県内の市町社協に対し, ヒト (市町災害ボランティアセンター運営スタッフ, ボランティア等), モノ (活動資機材, 物資), カネ (支援金, 義援金) の調整を行う。</p> <p>③ 職員参集基準「レベル3」程度の災害では, 長期支援態勢や大勢の運営スタッフ, ボランティアが必要となることから, 必要に応じて, 中国ブロック県社協や全社協, 支援Pとヒト, モノ, カネ等の連絡調整を行う。</p> <p>④ 行政機関 (広島県, 被災地の市町行政) や福祉関係団体等と連携し, 指定避難場所 (学校の体育館等) での避難生活が困難な人が福祉施設等の利用ができるよう調整する。</p>	<p><b>救援物資等の整理</b></p> <p>① 救援物資等を整理し, 借りた資機材は関係機関・団体等に返却する。</p> <p>② 新たに調達購入したもの, 寄付を受けたものは指定された倉庫の所定の場所に整理保管する。</p> <p>※余剰の救援物資は他の場面で有効活用する。</p>
<p><b>緊急支援期と同じ</b></p>	<p><b>緊急支援期と同じ</b></p>